

非公開の内容を含む会議録

審議会等名	令和3年度第2回つくばみらい市空家等対策協議会
開催日	令和4年1月28日（金曜日）
開催場所	つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室
出席者	出席委員：小田川浩会長、高木玲子副会長、稲葉一夫委員、齊藤常夫委員、齊藤保弘委員、野口克典委員、野村俊光委員、八木岡京子委員、渡辺友行委員 欠席委員：松本譲二委員 事務局：石島都市建設部長、開発指導課 野口課長、谷口室長、塚田主査、間根山主事、三村建築技師
議案	(1) つくばみらい市空家対策総合実施計画（案）について (2) 特定空家等への対応について
議事概要	1. 開会（午後2時） 2. 会長あいさつ 3. 協議事項 (1) つくばみらい市空家対策総合実施計画（案）について つくばみらい市空家対策総合実施計画（案）について概要を説明。空家解体補助金は予算要望段階であり現段階で確定ではない旨ご了承願う。 ◆質疑等 委員：空家解体補助金の市補助金と国補補助率の計算式の考え方はどうなるのか。 事務局：市が上限30万円（解体工事費の1/2）を補助し、その1/2が国から市に入る仕組みとなる。 委員：複数名の希望者がいた場合はどうなるのか。予算は年間何件ぐらい見込んでいるのか。 事務局：来年度は3件見込んでいる。4か年で12件と想定している。4か年の間に変更があった際はまた協議会にて報告する。 委員：補助費用30万円は、解体費用としては厳しいのではないかと。どれだけ解体が進むのか。 事務局：補助費用30万円（＝解体工事費上限60万円）では解体は難しいとは考えるが、県内近隣市町村では解体補助費用30万円若しくは50万円を設定している。当市の空き家活

用補助金は、「空き家の解消」と「定住移住促進」の2つの事業効果があり50万円を補助している。解体は「空き家の解消」のみを事業効果とするため、活用補助金よりも少なく設定した。この補助金をきっかけに、空き家解体の基準緩和と合わせた相乗効果で空き家の解消が進むことを意図した。

委員：解体補助金は、税金の滞納者などには対象外だと思うが、危険度の高い放置された空き家の多くは固定資産税など税金滞納物件が多いのではないか。そのあたりのジレンマをどう考えているか。

会長：解体補助金は滞納のある方は使えないという考え方になるが、周囲に対して危険度の高い「特定空家等」などは別の考え方で進めようと考えている。

会長：空家解体補助金の対象条件は？

事務局：解体補助金の対象は、「特定空家等」又は「不良住宅」となる。不良住宅は、判定表がありそれを基に点数化し判定していく。

事務局：つくばみらい市空家対策総合実施計画（案）は予算の状況により変更の可能性があるが、軽微な修正に関しては会長一任にて修正をさせていただく。

※質疑応答後、事務局案どおり「つくばみらい市空家対策総合実施計画（案）」の承認を得る。

（2）特定空家等への対応について

※下記、個人情報が含まれるため非公開

特定空家等5件への対応について進捗を説明。

4. 報告事項

（1）空き家の相談会について

令和3年7月と12月に開催された空き家の相談会について報告。

◆質疑等

委員：オンラインで参加された方は、どのように相談会を知ることができたのか。

事務局：市外にお住まいで、定期的に市報を送ってもらっているとのこと。空き家バンクも興味をもっていた。

事務局：ホームページでも広報紙は見ることができる。

委員：特定空家等で何かあった場合は、責任は所有者になるのか。

	<p>事務局：所有者になる。</p> <p>委員：周りに対し被害を及ぼした場合、所有者は支払いができないという場合は、だれが支払うのか。</p> <p>事務局：所有者が支払えない場合はだれもいない。そうならない様に、指導等対応していく。</p> <p>会長：倒壊の危険のある空き家は、中に入らない様に立入禁止のロープを張らせていただくなどの対応も行っている。</p> <p>委員：相談会ではプライベートなことも話をしてくれる。</p> <p>委員：相談会では担当した方が海外出身の方で言葉の問題もあり、専門的な内容は意思疎通が難しい部分もあった。</p> <p>7. その他</p> <p>事務局：謝礼の支払について、後日振込日などを通知する。</p> <p>8. 閉会（午後3時）</p>
<p>そ の 他</p>	<p>傍聴人 0人</p>